事務連絡

令和６年２月５日

各関係機関代表者　様

京都府健康福祉部障害者支援課長

事業者による合理的配慮の提供に係る説明会の開催について（依頼）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和６年４月１日から事業者（※）による合理的配慮の提供が義務化になります。

また、本府においても「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」について、同内容の改正を行う予定としているところです。

つきましては、事業者による合理的配慮の提供等について、下記のとおり説明会を開催いたしますので、多くの事業者の皆様にご参加いただきますようご協力よろしくお願い申し上げます。

※「事業者」とは

・商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者

・個人事業主、ボランティア活動グループ、社会福祉法人や特定非営利活動法人も含まれます。

記

１　日　　時　　令和６年２月28日（水）午後１時30分～３時00分

２　会　　場　　京都府立歴彩館　小ホール（定員100名、京都市左京区下鴨半木町１－２９）及びＺｏｏｍにて開催

３　内　　容　　事業者による合理的配慮の提供に係る説明等について （京都府行政説明／障害当事者（聴覚障害、視覚障害、知的障害、精神障害）を講師とした障害のある人が求めている具体的な合理的配慮／質疑応答）

４　申込方法　　別添「参加登録票」により、以下に記載のメールアドレスあて、事前に直接お申込みください。

５　申込締切　　令和６年２月21日（水）

６　申込先　　京都府健康福祉部障害者支援課

電話：０７５（４１４）４６１１

FAX ：０７５（４１４）４５９７

MAIL： [shogaishien@pref.kyoto.lg.jp](mailto:shogaishien@pref.kyoto.lg.jp)

|  |  |
| --- | --- |
|  | 京都府健康福祉部障害者支援課  地域支援・企画係 |
| 電 話 | ０７５－４１４－４６１１ |
| FAX | ０７５－４１４－４５９７ |
| MAIL | [shogaishien@pref.kyoto.lg.jp](mailto:shogaishien@pref.kyoto.lg.jp) |